

発達障がいのある学生をどう理解し支援するのか？

香川大学教育学部 特別支援教育講座

坂井聡

1. 障害者の権利に関する条約

① 経緯

- ・ 平成 18 年 12 月 国連総会において採択
 - ・ 平成 19 年 9 月 28 日 署名
 - ・ 平成 20 年 5 月 3 日 発行
- ※ 154 カ国・機関が署名済み、うち 132 カ国が批准

① (平成 25 年 6 月現在)

② 教育に関する規定 (第 24 条等)

- ・ 包容する教育制度 (inclusive education system)
- ・ 合理的配慮の提供 (reasonable accommodation)

③ これからの見直し

- ・ 可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。

2. 現在批准に向けての作業中

- ① 批准するには法律の改正が必要
- ② 国際条約は法律より上位
- ③ 今後の特別支援教育のあり方も左右する
- ④ 改正障害者基本法が施行

3. 改正障害者基本法 教育条項(第 16 条)

- 1 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
(以下略)

4. 末松副大臣答弁

そこで、十六条第一項で、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮する旨の規定を置きまして、具体的には、障害者である児童生徒が障害者でない児童及び生徒と一緒に同じ学校の通常学級に在籍しながら教育を受けられるようにするという、この基本的方向性を示したところでございます。

一方、障害者本人、保護者が特別支援学校や特別支援学級などにおける教育を受けることを希望する場合もございます。こういうともに学ばない場合であっても、目的の趣旨を踏まえて、互いの交流や共同学習を通じて相互理解を促進しなければいけないという趣旨から、この同二項を規定しているところでございます。

5. 文部科学省 特別支援教育課

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

6. 中央教育審議会（報告）24 年 7 月

① 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

② 短期目標

- ・ 就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施「就学指導委員会」から「教育支援委員会」（仮称）へ
- ・ 教職員の研修等の充実
- ・ 「合理的配慮」の充実のための取組
- ・ それらに必要な財源を確保して順次実施

7. 一貫した支援の仕組み

- ① 可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

8. 「合理的配慮」

- ① 「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」
- ② 「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（基礎的環境整備）
- ③ なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

9. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- ① インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。
- ② 特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。
- ③ これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

10. 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について（平成 24 年 12 月）

- ① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合(全国の公立小・中学校)

- ・ 学習面又は行動面で著しい困難を示す 6. 5%

- ・ 学習面で著しい困難を示す 4. 5%
- ・ 行動面で著しい困難を示す 3. 6%
- ・ 学習面と行動面ともに著しい困難を示す 1. 6%

11. 学生たちが持っている力を発揮できるように

12. 決して忘れてはならないこと

- ① 中枢神経系の問題であること
- ② 誤解を受けやすいこと
- ③ 軽度・重度に関係なく、生活するうえで困難さをもっていること

13. 発達障害者支援法では

平成 17 年 4 月施行

（教育） 第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学 校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

14. 軽度発達障がいを知る

- ① 高機能広汎性発達障がい(PDD)
- ② 注意欠陥多動性障がい (ADHD)
- ③ 学習障がい (LD)
- ④ 発達性協調運動障がい
- ⑤ 軽度・境界域の知的障がい

15. 見えにくいことが誤解を招く

- ① 理解できないこと、表現できないことが周囲に理解してもらえない
- ② 冰山モデル

16. 軽度発達障がいがある

- ① 加齢、発達、教育的介入で臨床像は変化する
- ② 診断が相違することがある
- ③ 理解不足による誤った介入を受けることがある
- ④ 二次的な障がいが生じやすい
- ⑤ それぞれの障がい重なり合うことがある

17. ADHDをもつ人は

- ① 状況と無関係に常に多動であり、極端なくらい活動的
- ② 注意の集中が苦手である
- ③ 予測、考えなしに直ちに行動してしまう

18. 自閉症をもつ人は

- ① 対人関係の発達に偏りと遅れがある
- ② コミュニケーションの発達に偏りと遅れがある
- ③ 反復常同行動を伴う想像力の発達に偏りと遅れがある

19. LDのある人は

- ① 医学的な定義では
 - ・ 「読み・書き・計算」でつまづく子どもたちを指す
- ② 教育的定義では
 - ・ 「医学的定義に加えて、聞く・話す・推論する」が加わっている

20. 大学での受け入れの実態

21. 聴覚の敏感性では

- ① 音の調節が困難
 - ・ 耳栓の利用
 - ・ ヘッドフォンの利用
 - ・ 電話の着信音を小さく
- ② 言葉をうまく聞き取れない
 - ・ ガムを噛めば集中できることも
 - ・ 筆談にする

22. 視覚の敏感性では

- ① 蛍光灯のちらつきが気になる
 - ・ つばのある帽子をかぶる
 - ・ 机を窓際に寄せて自然光で
 - ・ 白熱球を使う
 - ・ 着色メガネをかける
 - ・ パソコンは液晶画面のものにする

23. 視覚の敏感性では

- ① 視覚情報の処理が追いつかない場合
 - ・ ファイルを色分けして分類する
- ② コントラストが激しいと気が散る
 - ・ 薄い色のついた紙にコピーしたものを読む
 - ・ 薄い色が入ったレンズのメガネを使う
 - ・ 文書の上に色つきの透明なシートを置いて読む
- ③ 周囲の様子が気になる
 - ・ 壁に向かって勉強する

24. 臭覚の過敏性には

- ① 匂いをごまかすためにペパーミントのガムをかむ
- ② 自分の好きな芳香剤を置く
- ③ 席の近い人には匂いのきついものを使わないように依頼する

25. 怒りや不安感

- ① ストレス解消法を実践する
- ② かみごたえのあるものを食べる（ガムなど）
- ③ エスカレートする前に切り上げる
- ④ 怒りの感情を別の方法に転換する（泣くなど）
- ⑤ 薬の服用も一つの方法
- ⑥ 意見が、賛否両論に分かれるような議論には参加しない

26. セルフエスティームを高める
- ① セルフエスティームとは
 - ・ 自己のイメージに対して自分の価値を評価し、自分を大切にしようとする気持ち
 - ② できていることを当たり前だと思われることでも褒めることから
 - ③ 視点を変えてみることで
 - ・ 10分しか集中できない人ではなく、10分も集中できる人
27. ICIDH から ICF へーWHO(世界保健機関)の障がい分類ー
- ① 1980年に定められた ICIDH では
 - ・ 機能障がい→能力障がい→社会的不利 の一方通行の流れ
 - ・ 社会的な環境や物理的な環境の役割を反映していなかった
 - ② 2001年に公表された ICF では
 - ・ 生活機能と障がいは、心身機能と構造、個人レベルの活動、社会への参加の次元を表す包括的用語として用いられる
 - ・ 障がいは健康状態と背景因子との相互作用ないしは複雑な関係と考える
28. ICF の概念図
29. 自分で工夫する
- ① 自分で工夫することでできることがある
 - ② 簡単な工夫で効果あることもある
 - ③ どんな工夫が考えられるのか
30. 服を選ぶことができない
- ① どの服を着て大学に行けばいいのかわからない
 - ② TPO に合わせた服装の選択ができない
 - ・ 携帯電話のテレビ電話機能で服装を確認してもらう
 - ・ 服を大学のロッカーに置いておく
31. 忘れ物が多い
- ① 何かを忘れてしまう
 - ② 取りに帰らなければと思ってしまい、取りに帰るので、遅刻する
 - ・ リマインダーの活用
 - ・ 大学に置いておくことの提案
32. 満員電車が辛い
- ① 満員電車の中の人との距離の近さや、うるさいことが耐えられない
 - ・ サングラスやヘッドホンで視覚聴覚の刺激を低減
 - ・ 授業の取り方の工夫
33. 感覚過敏でつらい
- ① パソコンの画面が明るすぎるように感じて辛い
 - ② 周囲の音も気になる
 - ・ パソコンのソフトの工夫
 - ・ サングラス等の利用
 - ・ ヘッドホン、耳栓等の活用
 - ・ 座席などの工夫

34. すぐに気が散ってしまう
- ① 長く集中することができなくて困っている
 - ・ パーティションで刺激を調整する
 - ・ 作業内容の調整
35. すべきことを忘れてしまう
- ① メモや手帳を使うが、無くしてしまう
 - ・ ケータイ電話やパソコンのスケジュール機能の活用
 - ・ 予定が頻繁に目に入るようにする
 - ・ 誰かにリマインドを依頼する
36. メモが取れないので質問を繰り返す
- ① 書く内容を整理することができない
 - ・ 携帯電話やデジタルメモ機を使う
 - ・ マッピングソフトの活用
 - ・ IC レコーダーの活用
37. 優先順位をつけることができない
- ① レポート等の段取りができない
 - ・ 電子メールやテキストデータで構造化した指示を出してもらう
 - ・ 指示を書き出して整理する
 - ・ 優先順位や手続きを周囲の人に指示してもらう
38. 見通しが立たない突然の予定変更が辛い
- ① 事前の心の準備ができないと不安になる
 - ・ ネット上のカレンダーで予定を共有する
 - ・ 予定の変更をできるだけ早く伝えてもらうように依頼する
 - ・ 電子メールで予定を通知してもらう
39. 休憩のタイミングを逃してしまう
- ① 一度集中すると4～5時間集中してしまう
 - ② その後の疲れがひどくなり、疲れが取れなくなって仕事を休んでしまう
 - ・ タイマー、携帯電話のアラーム機能の活用
 - ・ 周囲の人が声を掛けるようにする
40. 休憩時間の過ごし方がわからない
- ① 一人でいたいのだが、同級生などが話しかけてきて困る
 - ② どう過ごして良いのかわからず、うろうろしている
 - ・ 音楽や読書などをすることを提案する
 - ・ 一人でいられる場所を探す
41. 話の内容がわからない
- ① 授業内容がわからないことがよくあり困る
 - ・ テキストメモ、マッピングソフトなどを活用し、話の内容を整理する
 - ・ ICレコーダー等に録音して、聞き直す
 - ・ パワーポイントなどのデータをもらう
42. 目的地にたどり着けない

- ① 集合場所にたどり着けなくて遅刻することが何回もあり、迷惑をかけてしまう
 - ・ 携帯電話のナビゲーションサービスを利用する
 - ・ 実風景の写真が見られるWebの地図サービスを利用する
 - ・ 誰かと一緒に行くようにする

43. 居眠りをしてしまう

- ① 授業中に寝てしまうことがよくあり困る
 - ・ 居眠りしそうな時間帯に、バイブレーションのアラームをかけておく
 - ・ 短時間の仮眠を取ることができるように時間調整する

44. 夜なかなか眠れない

- ① 昼間は眠たいのに、夜は眠れなくなる
 - ・ 医師への相談が必要な場合も
 - ・ ラウンジ等で仮眠する

45. 自己管理に関する工夫①

- ① 自分のいいところを知る
 - ・ ポジティブに考える習慣
- ② 自分に話しかけてみる
 - ・ 心の中でことばにして意識する
- ③ ルーティンにする
- ④ カレンダーや手帳に書く
 - ・ 色を変えて書くと楽しくてよくわかる
- ⑤ 情報端末の活用
- ⑥ ものの置き場所を決める

46. 自己管理に関する工夫②

- ① 伝えられたことを復唱する習慣を
 - ・ 継次的な処理が苦手なら
- ② 部屋の出入りのときには周囲を見渡す習慣を
 - ・ 忘れ物は無いかを確認するため
- ③ 就寝時間を決める
 - ・ 決まった時間に起きて服を着替える
 - ・ 休日も同じように
- ④ 自分にご褒美を
- ⑤ 学習時間等をコントロールする

47. 対人関係での工夫

- ① パートナーや家族、友人に理解してもらう
- ② 目を見てはなさなくてもいい
- ③ 友人とは必要なときに話せる人とする
- ④ 必要に応じて相談できる人を見つける
- ⑤ 学習を一緒にできる同僚を探すこと
- ⑥ 苦手なことは引き受けないようにする
- ⑦ 笑うこと

⑧ 適切な行動を教えてもらう

48. 支援する側が視点をかえる

① その学生はどう考えているのだろうか？

- ・ 技術をもてば見えるかもしれない

② その人が何を苦手としていて、何に困っているのかを考えてみる。

③ 私が変わることから

- ・ コミュニケーションとれているのか？と考えることから